

監 査 報 告 書

令和5年5月17日

学校法人 愛知享栄学園

理事会 御中

監事 鳥居俊彦



監事 岩田八郎



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人愛知享栄学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、学校法人愛知享栄学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人愛知享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

以 上